

民事訴訟法

次の【事例】を読み、以下の【設問1】および【設問2】に答えなさい。なお、【設問1】および【設問2】はそれぞれ独立した問題である。また、解答にあたって遅延損害金については考慮しなくてよい。解答用紙は、表面(30行)のみを使用すること。

【事例】

XはYに対して、平成31年2月1日、2年後に全額を一括して返還するとの約束で、利息を年1割として金500万円を貸し渡した。ところが、返還期日を過ぎたのにもかかわらず、Yは元利含めて一切支払おうとしない。

【設問1】

そこで、Xは、利息のみの支払いを求める訴えを提起した(以下「前訴A」という)。ところが、YはそもそもXから金500万円を借りていないと争い、審理の結果、裁判所は請求棄却の判決をした。Xは控訴せず、この判決はそのまま確定した。その後、Xは、元本だけは回収しようと考え、ふたたびYを被告として金500万円の返還を求める訴えを提起した(以下「後訴A」という)。この後訴Aは許容されるか。

【設問2】

そこで、Xは、元本金500万円のみ返還を求める訴えを提起した(以下「前訴B」という)。ところが、YはそもそもXから金500万円を借りていないと争い、審理の結果、裁判所は請求棄却の判決をした。Xは控訴せず、この判決はそのまま確定した。その後、Xは、せめて利息だけは支払ってもらおうと考え、ふたたびYを被告として「前訴Bの確定判決の既判力の標準時〔基準時〕までの利息」の支払いを求める訴えを提起した(以下「後訴B」という)。この後訴Bは許容されるか。

(80点)